

リスク の くすり

投資信託篇

※このパンフレットは、リスク商品の注意点を理解していただくことを目的に作成したものです。リスク商品では、商品内容(特性、リスク、手数料など)を特によく理解のうえ、投資目的等に沿って、自分にあつた商品を選ぶようにしてください。実際の商品内容や取扱いは銀行によって異なりますので、各銀行の窓口にお問い合わせください。





投資信託とは…



多数の投資家から集めたお金を、
投資のプロが株式や債券などで運用する商品です。



投資家が銀行に払い込んだ資金(①)は、投資信託委託会社を通じて信託銀行に保管され(②)、
信託銀行が投資信託委託会社の指図(③)に基づき運用を行い(④)、成果に応じて収益(⑤)を投資家に分配します。

少ない金額から、株式や債券に投資できる商品です。

多数の投資家から預かった資金をひとつにまとめて、専門的な知識をもつ投資のプロが複数の投資対象で運用します。したがって、個人では難しい多額の資金を必要とする運用が可能になり、また分散投資されることで投資信託全体のリスクの抑制が図られます。

投資目的に合わせていろいろな商品が選べます。

安定した収益をあげること为目标としている投資信託や、積極的に値上がり益を追求する投資信託など、投資対象の違いによって、幅広い商品があります。

投資信託は預金ではありません。

投資信託は、あくまで資金を「投資する」金融商品であり、一定の利息(リターン)が約束されるものではありません。そのため、運用状況によっては元本割れすることがあります。また、多くの商品では、購入や換金などの際に手数料がかかります。

【投資信託についての問診チェック】

次の項目のうち、答えが「はい」のものに☑チェックしてください。
ドクターがリスクに合ったおくすりを処方します。

- ① 銀行で販売している投資信託は、預金の一種であり、預金保険制度の対象である。
- ② 投資信託は、運用状況に応じた分配金に加え、あらかじめ定まった額の利息も受取れる。
- ③ 投資信託は、分散投資されるためローリスクでハイリターンが期待できる。
- ④ 投資信託はリスクがある商品のため必ず損をする。
- ⑤ 投資信託は、プロが運用するので、元本割れをすることはまずない。
- ⑥ 「信託報酬」は、投資家に支払われる分配金の一部である。
- ⑦ 「目論見書」は決算期毎に送られてくる報告書のこと、購入後にチェックするものである。
- ⑧ 「基準価額」はその名のとおり各商品の基準となる価格であるため、変動しない。
- ⑨ 投資信託は、購入時にのみ手数料（コスト）がかかる。
- ⑩ 投資信託は、いつでもすぐに換金（現金化）することができる。

【 診 断 】

①～⑤、⑨にチェックがついた人は

おくすり ①

⑤、⑦～⑧にチェックがついた人は

おくすり ③

⑥～⑨にチェックがついた人は

おくすり ②

④、⑤、⑧～⑩にチェックがついた人は

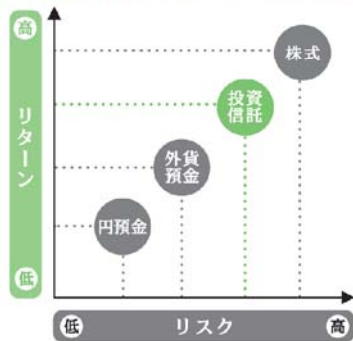
おくすり ④

おくすり ①



損失と収益の関係性 「リスクとリターン」とは？

あなたは「投資信託のリスクってなに？」と首をかしげている様子。投資信託は、元本保証がある預金では得られない高い収益（リターン）が期待できる一方で、運用実績によっては、受取額が投資した元本を下回る可能性（リスク）もありますので、商品を購入する前に、こうしたリスク&リターンの関係をしっかり理解することが大切です。



※1) ローリスク・ハイリターンという金融商品は
ありません。

※2) 位置づけはあくまでイメージです。個別の商品
性などによってリスク・リターンの位置づけは
異なります。

	円預金*1	投資信託
元本保証	元本は保証 されています。	元本の保証はありま せん。高い収益を目 指すこともできます が、元本割れするこ ともあります。
預金保険	対象になります。	対象ではありません。*2
利息 (収益分配金)	予め決められた 利率に基づく利息 が受取れます。	運用状況によって受 取れる分配金の額が 変動します。*3
手数料	預入時に手数料は かかりません。*4	一般的に購入・換金 時に手数料がかかる 他、運用期間中には 信託報酬などがかけ ります。

*1) 仕組預金は除きます。

*2) ただし、信託銀行の財産とは分けて管理されるため、信託銀行
破綻時も資産は返還されます。

*3) 分配金が出ないこともあります。

*4) 預金残高に応じて手数料がかかる預金もあります。

問診票の項目は、すべて「いいえ」が正解です。

おくすり ②



よく使われる専門用語を チェックしておきましょう。

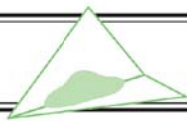
あなたは、リスクとリターンについては理解し、自分に合う商品を検討しているのでも、「収益分配金」という用語以外、目に入っていないなんてことはないですよ。投資信託には、「もくろみしょ目論見書」など多くの専門用語が出てくるので、まずは下の表で確認しましょう。

目論見書	購入前	投資信託の投資対象、運用方針、手数料など、重要な情報や想定されるリスクといった大切なことが書いてあります。購入前に必ず読んでください。
申込手数料	購入時	購入申込の際に販売会社に支払う手数料。
基準価額	購入時 運用期間中 換金時*	そのときの投資信託の一口あたりの時価を表します。純資産総額を投資信託の総口数で割って求めます。基準価額は日々変動します。
騰落率	購入時 運用期間中	投資信託の一定期間内の基準価額の変動を%で表したものです。この数字がプラスに大きければ、収益率が良かったということになります。
信託報酬	運用期間中	投資信託の運営・管理にかかる費用として、信託財産の中から日々支払う手数料。日々の基準価額は信託報酬の控除を反映したものです。
信託財産留保額	解約時	投資信託を解約する際に、発生する費用（発生しない場合もあります）。解約によって株式の売却費用などが発生することから、引き続き保有している投資家との公平性の確保や信託財産の運用の安定性確保を目的としています。

*換金方法には、販売会社を通じて信託財産の解約を請求する「解約請求」と、販売会社に信託財産を買い取ってもらう「買取請求」の2種類があります。両方で税制がやや異なりますのでご注意ください。

問診票の項目は、すべて「いいえ」が正解です。

おくすり ③



購入後は、 運用状況をしっかりチェック!

あなたは、投資信託の用語もわかり、すでに購入しているのかも。でも、「プロに任せるから安心!」と思って、購入後、放置するようなことはしないでください。

投資信託は元本保証がないだけに、購入後の価値が一体どうなっているのかこまめにチェックすることが重要です。決算期毎に送られてくる『運用報告書』などにもしっかり目を通し、購入したあとは定期的に運用の状況を確認するようにしましょう。

基準価額のみかた

基準価額は、設定当初は1万円から始まります。その後、投資対象の値動きなどを受けて日々変動し、毎日、その日の投資信託の価値を示しています。購入時の基準価額と比較して、それを上回っていれば評価益、下回っていれば評価損がでているということになります。

基準価額を知りたいとき

購入や換金がいつでも可能な(「追加型」といいます。)投資信託については、複数の新聞に基準価額が掲載されています。

運用報告書をチェック

運用報告書では、過去の基準価額の動きのほか、運用実績、分配金、今後の運用方針などが具体的に記載されていますので、自分の購入した投資信託がどのような状況にあるのか把握することができます。

問診票の項目は、すべて「いいえ」が正解です。

おくすり ④



換金するときには、 手数料や税金、タイミングをチェック!

あなたは、もしかしたら持っている投資信託をそろそろ換金しようとしているのかも。投資信託は、換金時の基準価額によっては、元本割れなどもあるので、しっかりタイミングを考えましょう。また、換金の前には、換金をするときにかかる手数料や税金もきちんとチェックしてください。もちろん、自由に換金できない商品でないことを、購入前にきちんと調べておくことは大切です。

投資信託の換金の例

投資信託*1を購入(100口) (基準価格:10,000円/1口)

買付金額.....10,000円×100口=1,000,000円
 申込手数料.....10,000円×100口×2%=20,000円
 投資額(手数料含む).....1,020,000円

換金ケース1 基準価額が12,000円に 上昇した場合

信託財産留保額.....12,000円×0.3%=36円
 解約価額.....(12,000円-36円)×100口=1,196,400円
 税金.....(1,196,400円-1,000,000円)×10%*2=19,640円
 手取額.....1,196,400円-19,640円=1,176,760円

換金ケース2 基準価額が8,000円に 下落した場合

信託財産留保額.....8,000円×0.3%=24円
 解約価額.....(8,000円-24円)×100口=797,600円
 税金.....0円*3
 手取額.....797,600円

収支(手取額-投資額)=156,760円の収益 😊

収支(手取額-投資額)=-222,400円の損失 😞

*1) 申込手数料2%、信託報酬0.8%、信託財産留保額0.3%とします。なお、信託報酬は信託財産から差し引かれるので、基準価額の低下要因になりますが、投資家が直接支払うものではありません。

*2) 優遇税率を適用しています。*3) 解約価額(797,600円)が買付金額(100万円)を下回っているため、課税されません。

※本事例は仕組みを分かりやすく説明することを目的としたものため、実際の取扱いと異なる場合があります。税金に関する詳細は税理士等にご相談ください。

問診票の項目は、すべて「いいえ」が正解です。

「銀行とりひき相談所」電話番号・所在地一覧

(注)受付時間は、月～金(祝日および銀行休業日を除く)の原則として午前9時～午後5時です。

●北海道・東北地方

- [札幌]Tel.011-271-7078 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5-3
- [青森]Tel.017-734-2580 〒030-0823 青森市橋本2-2-17
- [岩手]Tel.019-622-1842 〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-1-25
- [宮城]Tel.022-221-6391 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-4-1
- [秋田]Tel.018-863-9181～2 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47
- [山形]Tel.023-631-3655 〒990-0036 山形市三日町1-1-32
- [福島]Tel.024-522-6535 〒960-8041 福島市大町4-15

●関東甲信越地方

- [茨城]Tel.029-221-3579 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35
- [栃木]Tel.028-637-3766 〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
- [群馬]Tel.027-221-4438 〒371-0026 前橋市大手町2-10-1
- [埼玉]Tel.048-829-2151 〒336-0007 さいたま市浦和区仲町1-4-10
- [千葉]Tel.043-222-8009 〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1
- [東京]Tel.03-5252-3772 〒100-8216 千代田区丸の内1-3-1
- [横浜]Tel.045-201-9853～4 〒231-0005 横浜市中区本町3-28
- [新潟]Tel.025-222-7845 〒951-8068 新潟市中央区大川前通7-1236-1
- [山梨]Tel.055-228-6013 〒400-0858 甲府市相生1-1-17
- [長野]Tel.0263-32-7122 〒390-0874 松本市大手3-1-1

●北陸・東海地方

- [静岡]Tel.054-252-0148 〒420-0021 静岡市葵区茶町2-8-1
- [富山]Tel.076-421-8840 〒930-0046 富山市堤町通り1-3-5
- [石川]Tel.076-261-0510～2 〒920-0937 金沢市丸の内4-12
- [福井]Tel.0776-22-4669 〒910-0006 福井市中央1-3-12
- [岐阜]Tel.058-263-1155 〒500-8833 岐阜市神田町2-2
- [大垣]Tel.0584-74-2601～2 〒503-0887 大垣市郭町2-25
- [名古屋]Tel.052-231-7851 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-4-2
- [津]Tel.059-228-7772 〒514-0033 津市丸之内9-18

●近畿地方

- [滋賀]Tel.077-522-1295 〒520-0056 大津市末広町1-1
- [京都]Tel.075-221-2134 〒604-0924 京都市中京区河原町二条下ル一之船入町535-2
- [大阪]Tel.06-6942-1612 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-3-5
- [神戸]Tel.078-331-2761 〒650-0033 神戸市中央区江戸町91-1
- [奈良]Tel.0742-22-7722 〒630-8213 奈良市登大路町36-2
- [和歌山]Tel.073-423-1403 〒640-8227 和歌山市西汀丁26

●中国・四国地方

- [鳥取]Tel.0857-26-9555 〒680-0831 鳥取市栄町402
- [島根]Tel.0852-26-7133 〒690-0061 松江市白湯本町18
- [岡山]Tel.086-222-7621 〒700-0824 岡山市内山下1-5-1
- [広島]Tel.082-246-7361 〒730-0051 広島市中区大手町2-2-15
- [山口]Tel.0832-22-6176 〒750-0013 下関市入江町2-12
- [徳島]Tel.088-623-1158 〒770-0902 徳島市西新町2-5
- [香川]Tel.087-833-3671 〒760-8691 高松市亀井町7-15
- [愛媛]Tel.089-933-1331 〒790-0002 松山市二番町3-4-6
- [高知]Tel.088-823-3228 〒780-8690 高知市本町4-2-1

●九州・沖縄地方

- [北九州]Tel.093-531-1481 〒802-0005 北九州市小倉北区堺町2-3-27
- [福岡]Tel.092-715-0331 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-5-17
- [久留米]Tel.0942-32-3375 〒830-0048 久留米市梅崎町1029-11
- [佐賀]Tel.0952-25-3185 〒840-0812 佐賀市愛敬町8-25
- [長崎]Tel.095-822-2027 〒850-0874 長崎市魚の町2-27
- [佐世保]Tel.0956-24-6677 〒857-0054 佐世保市栄町7-1
- [熊本]Tel.096-354-6655 〒860-0017 熊本市練兵町69
- [大分]Tel.097-532-8178 〒870-8691 大分市府内町3-7-16
- [宮崎]Tel.0985-22-7231 〒880-0805 宮崎市橋通東1-7-4
- [鹿児島]Tel.099-222-8178 〒892-0821 鹿児島市名山町1-3-74
- [沖縄]Tel.098-866-5448 〒900-0032 那覇市松山2-27-1

全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 Tel.03-3216-3761 <http://www.zenginkyo.or.jp/>